

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

平成 31(2019)年 4 月 24 日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

■対象者・・・次の①または②に該当する方で、現在、生存されている方

- ① 昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

※対象とならない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

■請求手続き・・・お問い合わせ先記載の窓口（郵送による提出も可）

- ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、こども家庭庁のホームページに掲載しているほか、県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、令和 6 年 4 月 23 日です。

■一時金の金額・・・320 万円（一律）

お問い合わせ先

<県旧優生保護法関係相談窓口>

電話番号 028-623-3064
受付時間 9:00～17:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）
所在地 宇都宮市埜田 1-1-20 栃木県庁本館 5 階
保健福祉部こども政策課（母子保健担当）内